

## 行動計画策定

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間

2 内容

目標1 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全従業員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- ・令和6年5月 従業員へのアンケート調査、検討開始
- ・令和6年6月 制度に関するパンフレットの作成・配布、研修や社内報にて全従業員に周知